



鳥取県公報

令和4年2月2日(水)
号外第3号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 倉吉市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決
(4) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

令和3年11月26日付けで鳥取県倉吉市西倉吉町12番地の3牧廣から提起された同年10月3日執行の倉吉市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、令和4年2月1日付けで次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和4年2月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

裁 決 書

鳥取県倉吉市西倉吉町12番地の3
審査申立人 牧 廣

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和3年11月26日付けで提起された同年10月3日執行の倉吉市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項に基づき本件選挙の当選の効力に関し、倉吉市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は令和3年11月8日付けでこの異議の申出を棄却するとの決定（以下「原決定」という。）を行った。

本件は、本件選挙に立候補したものの落選した申立人が、申立人を当選人と決定することを求めて市委員会に対し異議申立てをし、これが棄却されたため当委員会に対して、法第206条第2項に基づき原決定の取消し及び票の再点検を求めて審査申立てをした事案である。

その理由とするところを審査申立書、市委員会の弁明書に対する反論書及び口頭による意見陳述に従って要約すると、次のとおりである。

本件選挙における開票手続及び開票結果には次の事実が存在し、申立人の異議の申出には合理的かつ相当な理由があるにもかかわらず、市委員会が原決定において「有効票が無効票として扱われていることは考えられない。」及び「開票事務は適正に執行されており、改めて再点検をする必要を認めない。」として全票の開披再点検を行うことなく棄却決定をしたことは、推認による便宜裁量をもって申立人とその後援者並びに一般選挙民である市民の、憲法第21条第1項でもって保障された知る権利を侵害するものであり違法・不当である。

- 1 投票者数20,093人に対し、投票総数20,092票であることから、有効票・無効票の計数そのものに対する信頼性に疑義があること。また、処分庁において、1票を持ち帰り票として処理したことが適正であることを証明する証拠はないこと。
- 2 無効票が314票あり、そのうち候補者の何人を記載したかを確認し難い票が27票もあるところ、申立人は、法定得票数に僅か6票足りず落選していること。また、これらの無効票を再度開披し精査すべきであるが、無効票の中に申立人の票がなかったことを市委員会が証明できていないこと。
- 3 開票作業の過程で誤って票を分類する可能性が全くないということを市委員会は立証できておらず、申立人の得票が法定得票数に僅か6票足りなかったということを踏まえれば、全票を開披し、有効票・無効票の再点検を行えば、当落の結果が異なる蓋然性が非常に高いこと。
- 4 本件選挙において、申立人の届け出た選挙立会人（以下「立会人」という。）はおらず、無効票の判断に当

たり、申立人の利益のために積極的に動く人がいなかったこと。また、選挙長及び立会人の協議を経た票はほんの一握りの票にすぎず、申立人の票が他の候補者の票の中に紛れ込む可能性がないわけではないこと。

- 5 投票用紙については、総務省見解により、公文書開示請求の対象とならないとされていることから、速やかに開票結果について疑義をはらし実体的真実を知るには、行政不服申立てにより再開披が認められる以外に方法がないこと。また、票の再開披の要件が不明確であり、市委員会の裁量により票の再開披を拒否することは裁量権の逸脱又は濫用に当たり違法であること。

裁 決 の 理 由

第1 当委員会における審理経過

- 1 当委員会は、本件審査の申立てにつきその要件を審査し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した上、申立人に口頭による意見陳述の機会を付与した。
- 2 また、職権により市委員会に対して関係する物件の提出を求めるとともに、申立人及び市委員会に対して質問を行うなど慎重に審理を行った。

第2 当委員会の判断

- 1 市委員会から提出された弁明書及び証拠物件によれば、本件選挙の開票事務については、おおむね以下の事実が認められる。
 - (1) 開票は、令和3年10月3日午後9時から倉吉市営体育センター（鳥取県倉吉市葵町602-4）において行われた。
 - (2) 本件選挙における選挙長及びその職務代理者は、市委員会によって選任され、令和3年9月26日付けでそれらの者の住所及び氏名が告示された。なお、本件選挙では、法第79条第1項の規定により開票事務は選挙会事務に併せて行われたことにより、同条第3項の規定により開票管理者及び開票立会人はそれぞれ選挙長及び選挙立会人をもって充てることとされ、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載されている。
 - (3) 本件選挙に届出のあった立会人は10名であり、申立人は立会人を届け出していない。各立会人に係る立会人となるべき者の届出書は、届出期限である選挙期日前3日の令和3年9月30日までに立会人となるべき者の承諾書とともに選挙長に届け出られ、選挙長はその全員を立会人として選任した。
 - (4) 開票は、まず、立会人の立会いの下、開票点検係が投票箱の鍵を開け、投票箱の中の投票用紙全てを開票台の上に取り出し、投票箱の中に投票用紙が残っていないことを確認し、開け終わった投票箱が空であることが見やすいようにして所定の位置に並べ、開票台の投票用紙を混合し、薄黄色の点字投票用紙を取り出した上で読取分類機及び手作業により、個人票、白票、同姓候補者に係る票に分類した。
 - (5) 開票点検係は、点検台において個人票に分類された票が当該候補者の有効投票であるかどうかの点検を2度行い、当該候補者の有効投票ではない票（白票、疑問票、点字投票、他の候補者の票）が混入していた場合は疑問審査係に引き継いだ。有効投票に分類された票は、庶務係が第1計算係に引き継いだ。また、疑問審査係に引き継がれた票のうち、明らかな有効票と分類された票は、同係が第1計算係に引き継いだ。
 - (6) 第1計算係は、庶務係及び疑問審査係から引き継いだ票を計数機により100票の束にし、第2計算係に引き継いだ。計数の最終段階で生じた100票に満たない端数票は候補者別に決定箋を付して票数のみを記入し、第2計算係に引き継いだ。
 - (7) 第2計算係は、第1計算係から引き継いだ票を再確認のために計数を行った上で、第1計算係の計数結果と合致した場合は括束係に引き継いだ。第1計算係の計数結果と合致しなかった場合は、第1計算係に当該票を差し戻した。
 - (8) 括束係は、第2計算係から引き継いだ100票の束を二人一組でその票数と候補者名を読み合わせて確認した上で決定箋を付して輪ゴムで括束し、集計係に引き継いだ。第2計算係から引き継いだ100票に満たな

- い端数票も同様に二人一組で読み合わせ確認の上、輪ゴム又はクリップで括束し、集計係に引き継いだ。
- (9) 疑問審査係は、開票点検係から引き継いだ票（白票、同姓候補者に係る票、疑問票、点字投票、他の候補者の混入票）を明らかに有効又は無効と判断できる票とそれ以外の票に仕分け、明らかに有効と判断できる票は候補者別に分類して第1計算係に、明らかに無効と判断できる票（白票、単に雑事を記載した投票、単に記号又は符号を記載した投票）は無効理由別に100票の束にし、決定箋を付して選挙長及び立会人に回示後、集計係に、それ以外の票（疑問票、点字投票）は、疑問判定係に引き継いだ。
- (10) 疑問判定係は、疑問審査係から引き継いだ票（疑問票、点字投票）を候補者別に有効と認められる票及び無効と認められる票に分類した。さらに、有効と認められる票は20票ごとに括束して決定箋を付した上で集計係に引き継ぎ、無効と認められる票は無効理由別に20票ごとに括束して決定箋を付した上で選挙長及び立会人に回示後、集計係に引き継いだ。なお判断のつかない票は決定箋を付して係員2名による点検を経た上で選挙長及び立会人に回示後、集計係に引き継いだ。
- (11) なお、回示された票は、上記(9)及び(10)により疑問審査係及び疑問判定係において無効と認められる票として分類された票にあっては、選挙長及び立会人が投票の効力を点検し、各票に付された決定箋の所定欄に押印し、(10)により疑問判定係においてなお判断のつかなかった票にあっては、選挙長及び立会人が協議の上、有効無効の判定を行い、各票に付された決定箋の所定欄に押印した。
- (12) 集計係は、括束係及び疑問審査係から引き継いだ票を決定箋と投票の内容が一致しているか確認し、候補者別バーコードにより集計し、整理係に引き継いだ。
- (13) 整理係は、集計係から引き継いだ票を集積台に候補者別に並べ、選挙長及び立会人が常に自由に点検できる状態にし、一定時間ごとに行う開票状況報告により選挙長及び立会人の確認を受けた。
- (14) 集計作業が終了した投票は、有効投票、無効投票の別に梱包され、選挙長及び立会人の封印を受けて整理された。
- (15) 以上の開票に関する次第等を記載した選挙録が作成され、選挙長及び全ての立会人が署名及び押印をした。
- 2 以上の事実及び当委員会の調査による当委員会の判断は、次のとおりである。
- (1) 本件申立ての争点は、開票事務が公正になされたか否かに集約されるところ、開票事務の公正さは、法の規定に基づき選任された開票管理者（本件の場合、選挙長）が法の規定に基づき開票事務を行い、法に基づき選任された所定の人数の立会人がその開票作業に立ち会うとともに、報道関係者や一般の参観人による監視の中で行われることによって担保されているというべきである（大阪高等裁判所平成28年（行ケ）第1号同年4月26日判決同旨）。
- (2) これを前記事実と照らし合わせると、本件選挙においても、適法に選任された選挙長の下、各候補者からの届出により適法に定められた立会人が立ち会って開票作業が行われ、選挙長が公正、適法に行われたと認めて選挙録を作成し、立会人がその結果が真正であることを確認して署名していることが認められる。しかも、開票事務が行われた倉吉市営体育センターは、投票箱置場、開票台、点検用集積台のほか、開票作業に必要な各係71名が配置され、開票の流れを考慮された配置となっていた。また、選挙長及び立会人についても、一連の開票事務を監視し得よう配置されているほか、直接各候補者の得票を確認することが可能であり、報道関係者や参観人についても、開票所内の様子を見渡せる状況であった。
- なお、市委員会が作成した本件選挙に係る開票事務要領は、国政選挙等において当委員会が作成する開票事務取扱要領で例示する標準的な係の配置、手順等と比較しても特段問題のないものと認められる。
- また、当委員会が職権により行った市委員会への質問に対する回答によれば、開票事務に当たる各係の主任者は過去の選挙において同種の事務を行った実績のある者であり同事務に十分に習熟していたこと、特に疑問審査係及び疑問判定係については、開票事務従事者に対し事前の説明会、打合せ等を通じて、投票の効力の判断基準について十分な周知がなされていたことが確認できる。
- (3) 以上によれば、本件選挙における開票事務は、特段の事情がない限り、選挙長の下、公正、適法、正確に行われたものと推認できる。
- (4) 本件選挙において、この特段の事情、すなわち申立人を当選人としなかった当選人の決定を無効とす

べき原因があったか否かについて検討すると、一般に、当選の効力に係る争訟において、無効の原因とは「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容、例えば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定に違法があること」（大阪高等裁判所昭和30年（ナ）5号同年9月29日判決）とされている。

- (5) この点、申立人は、上記審査申立ての要旨に記載のとおり、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定などの当選人の決定内容の違法に関する主張をしているものと認められることから、申立人の各主張について検討する。

ア 審査申立ての要旨1ないし3について

これらの主張は、要するに、投票総数と投票者数の食い違いが持ち帰り票として処理されたことが不適切である可能性がある、無効票の中に申立人の有効票とすべき票が混入している可能性がある、僅か6票差であれば全票の再点検をすれば得票結果が異なる可能性があるというもので、いずれも具体的事実を主張することなく一般的可能性を主張しているにすぎないものであって、これらを裏付ける証拠も何ら提出されていないから、客観的な裏付けを欠くというほかなく理由がない。

また、申立人は口頭意見陳述において、開票前に一つ一つの投票箱に何票入っているかを投票録と照合すべき、開票の過程において各係が処理した票数を記録しておくべき等の主張をしているが、いずれも法に基づく手続ではなく独自の見解を述べているものであり採用できない。

なお、本件選挙の開票事務が公正に行われたと認められるのは(2)記載のとおりであって、また、市委員会から提出された資料によれば、市委員会が弁明書に記載しているとおり、投票所における投票用紙の管理が適正に行われており、その使用枚数と投票者数が一致していることが確認できる。このような状況において投票者数（投票用紙の使用枚数）と投票総数の不一致の原因を持ち帰り票として処理することに問題はなく、また、そのように処理することについて立会人からの異議もなかったものである。

イ 審査申立ての要旨4について

本件選挙における立会人が適法に選任されたことは1の(3)記載のとおりである。申立人は申立人の利益のために積極的に動く人がいなかったと主張するが、立会人は候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としているものであって、立会人を届け出ていなかったこと又は申立人の届出に係る立会人がいなかったことをもって投票の有効無効の判定に違法があるというのは無理がある。

また、申立人は、選挙長及び立会人の協議を経る票が一握りの票にすぎないと主張するが、開票作業の全般にわたり立会人が全ての票を確認することができる状況の中で開票が進められ、適法に選挙録が作成されたのは1記載のとおりであり、申立人の主張には理由がない。

ウ 審査申立ての要旨5及びその他の主張について

申立人は、開票結果の実体的真実を知るためには行政不服申立てにより票の開披再点検が認められるほかない、票の開披再点検の要件が不明確である、市委員会が票の開披再点検を行うことなく原決定をしたことは憲法第21条第1項の規定に違反する等主張するが、これらは上記の当選無効の原因とは無関係であるから判断を要しない。

なお、申立人は、令和4年1月22日付けの「通知書」と題する書面により投票を開票区ごとに混同したことが法第66条第2項に違反する旨主張するが、本件選挙の開票区は倉吉市であって、当該開票区の全ての投票箱を一度に混同したことは、同項に規定するとおりの適法な方法であるから、何ら違法はない。

- 3 以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がなく、原決定を取り消すべき理由はないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月1日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 大 口 久 志

委 員 藤 村 実 千 子

委 員 金 田 和 寿

委 員 山 根 勝